長介保第1242号

平成30年9月28日

居宅介護支援事業所　管理者　様

長崎市福祉部介護保険課長

（　公　印　省　略　）

厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護を位置付ける

場合における居宅サービス計画の届出について（通知）

　日頃から、本市の介護保険事業の運営にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

　さて、訪問介護における生活援助中心型サービスについては、国の社会保障審議会介護給付費分科会における議論も踏まえた厚生労働省令の改正を受けて、本市においても、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、通常の利用状況からかけ離れた利用回数となっているケアプランについて、本市への届出を義務付け、そのケアプランについて、地域ケア会議の開催等により検証を行うこととしています。

　これは、利用者の自立支援にとって、より良いサービスとするため、ケアマネジャーの視点だけではなく、多職種協働による検証も行い、必要に応じて、ケアプランの内容の是正・適正化を促すものでもあります。

　また、介護給付費適正化事業の一環として、ケアプランの作成及び介護給付費の請求が適切に行われているかを確認するため、ケアプラン点検も併せて実施いたします。

つきましては、上記趣旨をご理解いただき、次のとおり、対象となる案件がありましたら必ず期限までに別紙「厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護を位置付ける場合における居宅サービス計画の届出書」に居宅サービス計画書等を添付して長崎市介護保険課あて届け出ください。

　なお、「厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護を位置付ける場合における居宅サービス計画の届出書」の様式は、本市介護保険課のＨＰに掲載されておりますのでご参照ください。

１　対象となる案件

　　平成30年10月以降に作成又は変更した居宅サービス計画で、1月あたりの利用回数が、次の要介護度の区分に応じて定めた回数以上の訪問介護の生活援助中心型サービスを位置付けた居宅サービス計画

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 要介護１ | 要介護２ | 要介護３ | 要介護４ | 要介護５ |
| 回　数 | 27回 | 34回 | 43回 | 38回 | 31回 |

２　届出書類

　（対象者ごとに1部）

・　「厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護を位置付ける場合における居宅サービス計画の届出書」

・　居宅サービス計画書（以下の第1表から第7表まで）※原本の写し

　　　　　第1表　居宅サービス計画書⑴

　　　　　第2表　居宅サービス計画書⑵

　　　　　第3表　週間サービス計画表

　　　　　第4表　サービス担当者会議の要点

　　　　　第5表　居宅介護支援経過（直近の月以前３カ月分）

　　　　　　　　※モニタリング表を別途作成している場合は直近の月以前３カ月分のモニタリング表も併せて提出してください。

　　　　　第6表　直近の月のサービス利用票（兼居宅サービス計画）

　　　　　第7表　直近の月のサービス利用票別表

　　　　　アセスメント表（基本事項及び課題分析に関する項目）

３　届出期限

　　当該月において作成又は変更した居宅サービス計画について、翌月の末日までに長崎市（介護保険課）へ届け出ること。

　（翌月の末日が閉庁日である場合は前日以前の直近の開庁日）

　　なお、この取扱いは平成30年10月1日から適用するため、同年10月以降に作成又は変更した居宅サービス計画が対象となるもの。

　　（例示）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 居宅サービス計画の作成又は変更の時期 | 届出期限 |
| 例1 | 　平成30年10月中 | 　平成30年11月末日 |
| 例2 | 　平成30年11月中 | 　平成30年12月末日 |
| 例3 | 　平成30年9月中又はそれ以前 | 　届出の必要なし |

４　その他

　　　●届け出を要しない居宅サービス計画の変更について

「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について」（解釈通知）第２　指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準　３運営に関する基準　⑺　指定居宅介護支援の基本取扱方針及び具体的取扱方針⑯　居宅サービス計画の変更に示す軽微な変更を行う場合には届け出の必要はありません。

長崎市福祉部介護保険課

担当：澤田

電話：095-829-1163

FAX：095-829-1250